

広島県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、福山市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和五年三月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
福山市加茂コミュニティセンター	福山市加茂町大字下加茂379番地 2	令和5年2月9日
福山市三吉コミュニティセンター	福山市三吉町二丁目8番5号	令和5年2月9日
勤労青少年ホーム	大竹市立戸一丁目6番1号	令和3年4月1日